

中濃圏域配偶者からの暴力防止及び被害者保護に関する協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、通報・相談・保護・自立支援の体制整備と関係機関の連携を図ることを目的として「中濃圏域配偶者からの暴力防止及び被害者保護に関する協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 この協議会は、前条の目的を達成するために以下の事項について連絡調整及び検討をする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止、早期発見、早期対応及び援助のための関係機関の連携推進に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止に係る県民等への周知、啓発に関すること。
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関係する者で別表に掲げる者をもって構成する。

(会長)

第4条 協議会の会長は、可茂県事務所長をもって充てる。

2 会長は、協議会を招集し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

4 会長は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(代理出席)

第5条 委員が協議会の会議に出席できないときは、当該委員の指名する者を代理出席させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、可茂県事務所福祉課に置き、中濃県事務所福祉課はこれを補佐する。

附 則

この設置要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

別表

区 分	委 員	人数
医師会	武儀、郡上、加茂及び可児地区の代表	1名
民生・児童委員協議会	管内の市町村民生委員児童委員協議会の代表	1名
社会福祉施設	緊急一時保護施設（ひまわりの丘、陽光園、合掌苑） 施設長	3名
警察	郡上、関、加茂、可児の各警察署生活安全課長	4名
市町村	各市の女性保護担当課長並びに加茂郡及び可児郡の 町村担当課長 各1名	13名
法務局	人権擁護委員1名及び管内法務局各支局職員の代表 1名	2名
教育事務所	可茂教育事務所及び美濃教育事務所の教育支援課長	2名
保健所	関保健所及び可茂保健所の健康増進課長	2名
子ども相談センター	中濃子ども相談センター家庭支援課長	1名
女性相談支援センター	女性相談支援センター 所長	1名
民間団体代表	手をつなぐ女たちの会 代表	1名
可茂県事務所	可茂県事務所長及び可茂県事務所福祉課長	2名
中濃県事務所	中濃県事務所福祉課長	1名